

平成 30 年

社会文教常任委員会会議録

平成30年7月11日

田上町議会

平成30年第3回定例会
社会文教常任委員会会議録

- 1 場 所 第1委員会室
- 2 開 会 平成30年7月11日 午前8時56分
- 3 出席委員
3番 小嶋謙一君 10番 松原良彦君
5番 中野和美君 13番 高橋秀昌君
7番 浅野一志君 14番 小池真一郎君
9番 川崎昭夫君
- 4 委員外出席議員
議長 熊倉正治君
- 5 欠席委員
なし
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名
町 長 佐野恒雄 教育委員会 福井 明
事務局長
保健福祉課長 鈴木和弘 竹の友幼稚園 山口浩一
事務局長
町民課長 田中国明
- 7 職務のため出席した者の氏名
議会事務局長 小林 亨
書記 中野祥子
- 8 傍聴人
議会議員 渡邊勝・ 議会議員 藤田直一 新潟日報社 三條新聞社
- 9 本日の会議に付した事件
承認第 3号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について
承認第 4号 専決処分（田上町国民健康保険条例の一部改正）の報告について
承認第 5号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について
承認第 6号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について中

第1表 歳出の内

3款 民生費

承認第 9号 専決処分（平成30年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について中

第1表 歳 出

議案第43号 平成30年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について中

第1表 歳出の内

2款 総務費（2項、3項）

3款 民生費

4款 衛生費

10款 教育費

午前8時56分 開 会

社会文教常任委員長（松原良彦君） 皆さん、おはようございます。予定した時間よりも少し早いようですけれども、皆さんお集まりのようでございますので、これから社会文教常任委員会の付託案件審査を開催いたします。

町長におかれましては毎日議会というようなことで、大変お疲れのことと思いますけれども、もう1週間余りでございますので、頑張っていたきたいと思えます。

それから、きょう傍聴の許可願が出されておりました、渡邊議員、藤田議員、三條新聞の許可をしております。

私のほうからちょっとお話でございますが、きのう私たちの四ツ合部落において青作巡回というような稲を作る、これからどんなふうになるのか、どうしたらいいのかという指導会が行われました。その席で、私も参加したのですけれども、農協のほうからはいろいろな資料が出ておりますけれども、私どもきのうはJAの江口さんと酒井さんが来てお話ししたのですけれども、この天気、1週間ばかりの間に20センチの背丈を更新しました。そういうことになりますと、今度何を言いますかという倒伏の心配が出てきたから、十分肥料の面、それからいろいろな手だてがあったらそれをしてくださいというようなお話しになりまして、とてもいいねなんて言っていたのが今度は心配をするようなお話しになりました。

それから、もう一点は早生のこしいぶきは大体7月の27日前後穂が出るのではないかと。これは、大体いつもそのとおりなのですけれども、9月の5日過ぎれば稲刈りが始まるというようなことが予想されます。私どもも農家に関係する人は、この議員3名ほどおりますけれども、なかなか農業情勢は大変厳しいものがございまして、私どもも大変心配しているところではございます。

以上でございます。

座らせていただきます。町長のほうからご挨拶お願いいたします。

町長（佐野恒雄君） 皆さん、おはようございます。

きのうの総務産経常任委員会でもお話をさせていただいたのですけれども、今回の西日本の記録的な豪雨、もう1日1日被害の甚大さが伝えられております。今日のニュースでも亡くなられた方が160人を超えたというふうなことでございます。本当に亡くなられた方々には心からご冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭わ

れました方々にお見舞いを申し上げたいと思います。政府のほうに対しては本当に迅速なしっかりとした対応をお願いするばかりでございます。

今日は社会文教常任委員会ということでございまして、付託案件幾つかございます。慎重にご審議をお願いいたしたいと思います。どうかよろしくお願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま新潟日報さんから傍聴の願い来ましたので、許可いたします。

それでは、早速始めたいと思います。本委員会に付託されました案件は、承認第3号 専決処分（田上町税条例等の一部改正）の報告について、承認第4号 専決処分（田上町国民健康保険条例の一部改正）の報告について、承認第5号 専決処分（田上町国民健康保険税条例の一部改正）の報告について、承認第6号 専決処分（平成29年度田上町一般会計補正予算（第13号））の報告について中、第1表、歳出のうち3款民生費でございます。それから、承認第9号 専決処分（平成30年度田上町一般会計補正予算（第3号））の報告について中、第1表、歳出、議案第43号平成30年度田上町一般会計補正予算（第4号）議定について中、第1表、歳出のうち2款総務費、2項、3項、3款民生費、4款衛生費、10款教育費であります。

それでは、順次行っていきますが、町民課長にお願いなのですが、承認第3号、4号、5号を一括で説明お願いしようございます。終わりましたら1案件ずつ審議していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、執行の説明をお願いいたします。

町民課長（田中國明君） おはようございます。それでは、議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。承認第3号、専決処分の報告ということで、田上町税条例等の一部改正であります。

先の町長の提案理由にもございましたように地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されたことに伴いまして、同年4月1日を施行日とする施行内容が含まれておりますことから、毎年のごとであります。本年の税条例の一部改正におきましてもやむなく専決処分させていただいたものであります。

その改正の内容につきましては、法改正に伴います各規定の整理を行ったものでございます。ちょっと今回ボリュームがあるものですから、はじめに今回の改正の概要等について簡単に説明をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1点目といたしましては個人所得課税の関係でございます。働き方の多様

化を踏まえ、特定の働き方だけではなく、様々な形で働く人を応援し、働き方改革を後押しするという観点から給与所得控除、公的年金控除等の制度の見直しを図り、一部を基礎控除に振り替えるという改正でございます。具体的に申し上げますと、平成33年度分の個人住民税から給与所得控除、公的年金等控除、この控除というものにつきましては収入から最低経費として引く部分であります。今まで最低65万円を引いていたものを55万円にするということでありまして、そこが10万円引き下げられたかわりに基礎控除、皆様が等しく受けられる控除が今まで住民税入れますと33万円という部分を43万円に改めるといような改正がなされたところであります。

それから、もう一点、給与収入が2,595万円を超えるいわゆる高額所得者に対しまして、基礎控除について控除額が順次低減、喪失する仕組みが創設されたものであります。これらの改正を受けまして町民税の均等割及び所得割、非課税要件等の改正を行ったものであります。

次に、2点目といたしまして固定資産税の関係になりますが、平成30年度は3年に1回の評価替の年でございます。土地の負担調整について平成30年度から平成32年度までの3年間現行の仕組みを延長するという、延ばすということです。その改正が1つ。

それから、新たに平成30年度税制改正におきまして、生産性革命集中投資期間における中小企業の生産性革命を実現するため、臨時、特例の措置として生産性向上特別措置法の規定による町が主体的に作成した計画、導入促進計画というものに基づき行われる中小企業の一定の設備投資について特例措置が今回創設されました。これにつきましては、議会の初日に平成30年3月に商工会から要望があったものが皆さんの議案書のところへもそのときに配付されていたので、その内容のものでございます。その特例の対象となる設備投資の関係でございますが、町が主体的に作成しました計画に適合しまして、労働生産性を3%以上向上させるなどの一定の要件を満たす設備投資を対象としておりまして、固定資産税の課税標準を最初の3年間の価格にゼロ以上2分の1以下の範囲において条例で定める特例率を乗じて得た額が減額できる制度ということになっております。町は、その特例率をゼロとするということで、それらのものについては税金掛けないと、取らないというような形で対応してございます。

続きまして、3点目といたしまして、町たばこ税の税率の引き上げというのが1つ。それから、皆様ご承知のことかと思っておりますけれども、今ちまたではやっており

ます加熱式たばこ、アイコスとかグローとかプルーム・テックといわれるような部分のたばこでございますが、加熱式たばこの関係でございますが、ここについて課税の方式を見直すというような改正であります。紙巻きたばこの税率の引き上げにつきましては、平成30年10月1日から平成33年10月1日までの間で国と地方を合わせまして1本当たり1円ずつ、計3円の引き上げを行うものでございますし、もう一つの加熱式たばこの課税の見直しにつきましては紙巻きたばこの税負担が1箱当たり価格の6割から7割なのに対しまして、加熱式たばこは各メーカーによって異なりますけれども、1割から4割程度ということで税負担が低くなっているという部分の是正をするために、平成30年10月1日から新課税方式に移行しまして、5年かかって税額を紙巻きたばこに近づけるという改正になってございますので、よろしく願いいたします。

以上、3点が今回の税条例改正の主な改正のポイントになりますので、よろしく願いしたいと思っております。あと、法律の改正に伴いまして条項のずれとか字句の改正とか若干ございますが、さほど影響があるものではございませんので、願いしたいと思っております。

それでは、新旧対照表の説明させていただきますので、資料ナンバー2をお開きいただくとともに、先にお配りしてあります承認第3号から承認第4号参考資料というA4の1枚、両面のものが皆様のお手元にあるかと思っておりますが、これをごらんになりながらお願いしたいと思っております。

最初に、資料ナンバー2、まず最初にこちらのほうの関係で個人所得課税の見直しということで、今ほど申し上げましたように平成33年1月1日から施行されるものであります。まず、最初の二重丸の関係、町民税均等割の非課税要件の拡大という部分でございますが、資料ナンバーの2の新しいほうをごらんいただきたいと思っておりますが、13条第1項及び第2項ということで、これにつきましては障害者、未成年者、寡婦、寡夫に対する非課税措置の所得要件を10万円引き上げまして135万円とする改正、それから第2項のほうでは上記に該当する方についても、一般の方々です。についても28万円と本人、配偶者、扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額とするというような改正をしてございます。これにつきましては、給与所得控除等から基礎控除に10万円、先ほどご説明させていただきましたように振り替えられたことに伴いまして10万円を引き上げるというものでございまして、収入が同じでも税負担が増加しないようにするための措置ということでございます。

次に、2つ目の二重丸、町民税の基礎控除に所得要件を創設ということで、これ

資料ナンバー3の第22条の2のところでございますが、棒線で引っ張ってあります前年の合計所得金額が2,500万円以下である者ということで、新たにここに要件をつけ加えるということございまして、これについては基礎控除を適用する方というのは所得が2,500万円以下の方しか基礎控除は適用しないよという改正でございます。改正前は2,500万円を超えていても33万円の基礎控除があったのですが、33年の1月1日以降はそこはもう適用しないという改正でございます。

それから、続きまして3つ目の丸、町民税の調整控除所得要件創設ということでございまして、資料ナンバー4、第22条の5であります。資料ナンバー4の一番上のところに前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者ということで明記されてございますが、これにつきましては前年の合計所得金額が2,500万円以下の納税義務者に対してのみ調整控除を適用するとしたものであります。この調整控除といいますものは、平成19年度の三位一体改革のときに税源移譲が所得税と住民税に課されましたが、その際に税負担が増えないよということで今現在引き続き適用されている税額控除でございまして、その部分についても2,500万円を超える方については適用しないよという改正でございます。ちなみに、この2つの改正で田上町で影響のある方という部分は10名程度というような状況でございます。

続きまして、4つ目の丸でございますが、大変資料が飛んで恐縮なのですが、資料ナンバー29から30をごらんいただきたいと思えます。附則の第4条の4ということで、先ほど均等割の話の説明いたしました、個々の所得割の非課税の範囲を定めているものでございまして、これも先ほどの一番最初の丸と同じように税負担が増えないよここも10万円をプラスするという改正でございますので、よろしく願いいたします。以上が個人所得課税非課税分の改正の内容でございます。

次に、参考資料のほうの②、法人町民税関係という部分でございます。これにつきましては、最初の丸、内国法人に対する二重課税措置の対策ということで、資料ナンバー11をごらんいただきたいと思えます。大変飛んで恐縮ですが、これにつきましては内国法人が合算課税の適用を受ける場合に外国関連会社に対して課された所得税等地方法人税及び地方法人住民税の額のうち、合算対象とされた所得に対応する部分に相当する金額のうち、その内国法人が法人税及び地方法人税の額から控除し切れなかった金額を法人住民税の額から控除するというふうなことで改正されたものであります。従前は所得税及び法人税からしか控除できなかったものを新たに法人住民税も控除の対象にしているよというような改正でございます。これにつきましては、平成30年4月1日から施行されている部分でございます。

次に、2つ目の丸、大法人の法人町民税に係る電子申告の義務化というものでございます。資料ナンバー14から15をお願いしたいと思います。ここの第10項から、資料ナンバー14の10項から15の12項までの間でありますけれども、これにつきましては国税と同様に資本金が1億円を超える法人等に対しまして法人町民税の電子申告を義務づけるという改正でございます。この改正につきましては、平成30年4月1日から施行されるものであります。田上町で個人町民税を納税されておられる法人で資本金1億円を超える法人の数としましては、約10法人程度という状況でございます。

続きまして、3番目の丸、法人町民税に納期限の延長の場合の延滞金の計算方法の関係でございますけれども、これにつきましては資料ナンバー16から18をごらんいただきたいと思いますが、16の40条第2項から資料ナンバー18の第6項まで追加をしておるものでございまして、これにつきましては法人税の関係で納期限の延長の場合の延滞金について申告した後にまず減額更正がされ、その後さらに増額更正等があった場合には増額更正等により納付すべき税額のうち、延長後の申告期限前に納付がされておりました部分はその納付がされた期間を控除して計算するという事で、これ当該税額更正に係る税額について利子税が発生していたと。これについては平成28年の税制改正をやったのですが、そこで一部不都合があったということで、この辺の部分については国税の取り扱いのほうと合わせる形で延滞金が発生しないような形にするための改正というものでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、参考資料の3番目の丸、固定資産税関係等に移らせていただきたいと思ひます。最初に、地方税法第15条の改正に伴うものということで、資料ナンバー30から32をごらんいただきたいと思ひます。上段のほう、第9条の2というものがございすけれども、こちらの法附則第15条、これ何を言っているかといひますと地域決定型地方税制特例措置ということで、わがまち特例といわれるような部分をうたっている条項になってございまして、今回15条が大幅に改正されたことに伴いまして特例措置の対象ですとか、町の条例で定める割合を見直し、または追加したものでございす。その内容といたしましては、まず第5項の関係の部分です。第5項の関係では、第5項、あるいは第7項の部分につきましては、これ避難施設等の設備を新たに追加してございすし、それから資料ナンバー31の第12項から第16項につきましては電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する一定の発電設備をここで追加しているものでございす。例を挙

げて申しますと、第12項であれば、ここの部分については特定水力発電設備を指してございますし、第13項でありますと特定地熱発電設備というような形でそれぞれの個別の発電の内容の設備のものに対して規定を追加したという改正でございます。

続きまして、一番最後の2つ目の丸になりますが、先ほど説明をさせていただきましたけれども、生産性革命実現に向けた中小企業の設備投資の支援ということでございまして、1ページお戻りいただきまして第24項の部分でございます。法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合はゼロとするということでございまして、田上町としてはそれら適合したものについては税金は3年間課さないというものをここで追加してございます。それで、ここで言います中小企業の定義でございますけれども、まず資本金の額、また出資金の額が1億円以下の法人であること、それから出資、または出資を有しない法人の場合常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、これらがこの対象になるということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。一定の設備等、細かい内容につきましては、ちょっとうちの課から、手から離れるわけでございますけれども、産業振興課のほうで対応していただいでいくというようなことになろうかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、参考資料のほうの裏面のほうをごらんいただきたいと思ひます。一番上、土地の負担調整措置等の延長ということでございまして、これにつきましては、資料ナンバー38から44でございます。法附則第10条から第14条の関係でございまして、これが先ほど申し上げましたように平成30年度は評価替の年でございまして、土地の価格高騰によりまして急激に税負担の増加を防ぐための現行の負担調整措置、27年から29年までやっていたわけですが、それをさらに32年まで3年間延長するということが1つ。

それから、資料ナンバー38の第10条の2については、評価替の後にどうしてもなお地価が下落している場合には簡易な方法によりまして価格の下落が修正できる特例措置を引き続き32年度まで延長するという内容でございます。田上町におきましては、土地の上昇ということは考えられないかなと思ひますが、この10条の2の改正、下落している場合には簡易な方法により土地の価格を見直すよという部分は該当してこようかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。固定資産関係の改正につきましては以上でございます。

続きまして、4番目、町たばこ税関係でございます。まず、1つ目の丸、たばこ税率の引き上げということで、資料ナンバー25、それから48、50ということで、ま

ず25をごらんいただきたいと思います。大変あちこち飛ぶもので恐縮ですが、お願いしたいと思います。まず最初に、第84条の関係でございます。たばこ税率の引き上げ、これは平成30年10月1日からになりますが、その下の表と見比べながら、改正の内容ですので、見比べながら見ていただければと思いますが、たばこ税率の改正ということで、1,000本当たり5,262円のを430円上げまして5,692円にまず改正をするというものであります。

続きまして、資料ナンバー48になりますが、今ほど5,692円に改正したものを今度は32年の10月1日においてはたばこ税をまた430円上げまして、6,122円にするという改正でございます。なお、31年の10月1日につきましては今現在消費税等の引き上げがあるため、31年の10月1日は据え置くよという考え方でございますので、お願いしたいと思います。

それで、1ページはぐっていただきますと資料ナンバー50になりますけれども、第84条、最終的に6,552円にするという改正で、これで完了というものでございます。そうしますと、たばこ税の関係だけで言いますと、隔年のような形で上がっていくわけでありましたが、町に対する影響としましては約500万円程度増収になってくるのかなと。これは、あくまでも売り上げが減らないというのを前提にした場合ですけれども、多少なり影響はあるものと思いますが、そのような形になろうかなというふうに考えているところでございます。

続きまして、2つ目の丸、加熱式たばこの課税方式の見直しということで、ここもまた資料が飛んで大変恐縮なのですけれども、また19ページのほうごらんいただきたいと思います。資料ナンバー19です。すみません。81条では、まず町たばこ税に製造たばこの区分を規定をさせていただきました。今まで加熱式たばこはパイプ式たばこに区分されておりましたが、新たに加熱式たばこを製造たばこに規定する区分を81条で設けているものでございます。

それから、1ページはぐっていただきまして、82条の関係でございますが、資料ナンバーの20から資料ナンバー21の上段の関係でありますけれども、これについては特定の加熱式たばこを喫煙用製造たばことみなす規定を新たに追加をさせていただくということでございます。

それから、1ページはぐっていただきまして、資料ナンバー22で3項の関係になります。ここで今度は加熱式たばこにかかわる紙巻きたばこの本数への換算方法について規定を追加をさせていただいております。加熱式たばこを今現在、先ほども申し上げましたが、加熱式たばこはパイプたばこの課税区分に分類されておりました。

て、製品重量1グラムを紙巻きたばこ1本に換算し、今のところ税金をかけているところなのですが、そこを従来の課税方式を改めまして紙巻きたばこへの課税本数を減らしていったというようなやり方になるのですけれども、その内容といたしましては最終的に重量の0.4グラムで紙巻きたばこ0.5本に換算をするということと、紙巻きたばこの1本の金額に相当する金額をもって加熱式たばこの1パックを紙巻きたばこの0.5本に換算するというような形で重量と価格の2つの面で1本分の換算するよというような計算の考え方をここで追加をさせていただいているものであります。ちょっとわかりづらくて大変恐縮なのですけれども、そのような改正がなされるというような状況でございます。そうしますと、例えば平成30年10月1日の改正では、3項のところの中ほど、加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は第1号に掲げる方法により換算した紙巻きたばこの本数に0.8を乗じて計算したというふうなことで書いてありますが、ここは現行の計算方法のまず8割にしますという部分でここで8割にしております、その後段にたばこの本数、第2号に掲げる、その下ですけれども、方法により換算した紙巻きたばこの本数に0.2を乗じて計算したというふうな形で、この0.2という部分が改正の部分を0.2にしますよというようなことで、徐々にそれを5年間かけて2分の1ずつ減らしていった、先ほど言いました本来の重量、価格に置きかえていくというような改正でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、今度資料ナンバー45から54を見ていただきたいのですが、今ほど申し上げました第3項のところ、ここの本数がそれ以前0.8だったものが、32年ですか、現行が0.6、それから改正の計算方式で0.4というような形で5分の1ずつ、0.2ずつ移行されていった改正をしていくという内容になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以下、54ページまでの間につきましてはそれらの数字が変わってくるという改正になっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、税条例の関係最後になりますが、田上町税条例等の一部を改正する条例ということで、資料ナンバー55から58をごらんいただきたいと思ひます。これにつきましては、平成27年度税制改正において講じられておりました紙巻きたばこ旧3級の特例税率の廃止に伴う経過措置につきまして、今般のたばこ税率の引き上げに伴いまして平成31年4月1日に行うこととされておりました税率の引き上げを10月1日に延期することが現在の税率を31年9月30日まで延期して適用するという改正が1つ。

それから、税率の改正に伴いまして、旧税率で仕入れた製造たばこを新税率の価

格で販売することによる不当利得を防止するための手持ち品課税等についても10月1日の税率引き上げに合わせて行うとする改正を行っているものでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で税条例の一部改正については説明のほう終わらせていただきます。

それでは、引き続きまして承認第4号の關係に移らせていただきたいと思ひますので、議案書のほう27ページをお開きいただきたいと思ひます。承認第4号、専決処分の報告、田上町国民健康保険条例の一部改正でございます。これも町長の提案理由でありましたとおり国民健康保険法の改正に伴いまして、同年4月1日を施行日といたします施行内容が含まれておりますことから、やむなく専決処分をお願ひしたものでございます。

なお、改正の内容といたしましては平成30年4月から皆様ご承知のとおり都道府県も市町村と一緒にたって国民健康保険の運営を行うこととなつたことから、都道府県も運営上重要な事項を審議するための国民健康保険協議会というものが設置されました。それに伴いまして、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会と、それから都道府県国民健康保険運営協議会と2つできることになりましたので、その区分けが必要になつたということでそれぞれ所要の改正を行ったものでございます。

それでは、また新旧対照表のほう、参考資料のほうで説明させていただきますと思ひますので、資料ナンバー59をごらんいただきたいと思ひます。まず、第1章、第1条、それから第2章、第2条の關係でございます、ここにつきましては今ほどご説明させていただきましたとおり広域化によりまして、国民健康保険の運営上における市町村の責務といたしまして資格管理であったり、保険税の賦課徴収、それから保険給付、保険事業の事務を実施することを明確にするために町が行う国民健康保険というものの後ろに事務というふうに明確にしたという改正が1つ。

それから、第2条の關係におきましては、法律上国民健康保険運営協議会から市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会に名称が変更されておりますので、そのための改正というようなことでありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

承認第4号につきましては以上で説明を終わらせていただきます。

それでは、次に承認第5号の国民健康保険税条例改正について説明させていただきますので、議案書の30ページをお開きいただきたいと思ひます。承認第5号でございます。専決処分の報告、田上町国民健康保険税条例の一部改正であります。こ

れにつきましても地方税法等の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布されて、同年4月1日を施行日とする改正内容が含まれておりますことから、やむなく専決処分をお願いしたものでございます。

その改正の内容につきましては、国民健康保険制度改革に伴いまして、国民健康保険事業納付金というものが新設されました。そのことによりまして保険税のそれぞれの課税額を従前合算額としていた内容を個別に規定するもの、それから中間所得層の負担軽減に配慮するため、保険料賦課限度額の引き上げ、それから保険料軽減対象世帯を拡大するための所得判定基準の引き上げを行う改正でございます。

それでは、また新旧対照表で説明をさせていただきますので、資料ナンバー61からをごらんいただきたいと思っております。最初に、参考資料のほうには記載されておられません、第3条関係で新たに追加されておりますものが資料ナンバー61の下にあります、(1)の基礎課税額云々という部分、それから1ページおはぐりいただきまして、資料ナンバー62のところ(2)として後期高齢支援金課税額、それから介護納付金課税額ということで、これが新たに明確にされました。これにつきましては、国民健康保険の財政運営主体が県になることに伴いまして、従前の国民健康保険税の賦課規定を見直したことによるものであります。新たに町がこれらのものを国民健康保険事業費納付金という形で納めますので、それら課税額とするというように新たに定義をつけ加えまして、それぞれ整理をさせていただいたという改正でございます。

それから、資料ナンバー62、参考資料5の国保の関係の2つ目の丸になりますけれども、保険料の課税限度額の引き上げという部分でございます。これにつきましては、中間所得層の負担軽減に配慮するため、基礎課税額の医療給付費分のみでございますが、保険料賦課限度額を54万円だったものを58万円に4万円引き上げるという改正でございます。4万円引き上げるのですが、ここでの影響としましては今まで11世帯限度額いっぱい納めていただいていた方がいらっしゃいましたが、今度58万円になることで8世帯になるというような状況でございます。

続きまして、資料ナンバー65をごらんいただきたいと思っております。資料ナンバー65、旧のほうをちょっと見ていただきたいのですが、徴収の特例という部分でございます。ここを今回削除させていただいております。これにつきましては、田上町、平成30年度から暫定賦課を廃止しておりますので、この規定が必要なくなったということで、本算定一発で9カ月の納付というように改正してございますので、その関係で削除させていただいたものでございます。

続きまして、資料ナンバー66をごらんいただきたいと思います。参考資料のほうの最後の丸になります。保険料軽減対象世帯の拡大ということでございまして、第13条第1項、第2号、第3号ということでございまして、ここにつきましては保険料軽減世帯を拡大するための所得判定基準の引き上げを行うものでございまして、まず第13条で第1項、第2号を今まで27万円であったものを5,000円引き上げて27万5,000円に引き上げるものでございます。

それから、資料ナンバー67、第3号のところでございますが、真ん中よりちょっと下のほうでございますけれども、2割軽減対象世帯、49万円だったものを50万円に1万円ここは引き上げるという改正でございます。これは、この改正に伴います影響といたしましては、引き上げることで5割軽減世帯が4世帯程度増えると思われまして、2割軽減世帯は6世帯程度増える見込みでありまして、この改正で10世帯程度町全体では増えるのではなかろうかと予測しておるところでございます。それに伴います影響の金額といたしましては、30万円程度保険税として減収になると思いますが、それら減収になった分につきましては保険基盤安定制度によりまして財政補填が行われるとか、国保の会計としては影響を受けないというような状況になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

走り走りの説明で大変恐縮ですけれども、以上で承認第3号から承認第5号までの説明のほう終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 大変長い説明、かえってわからなくなりました。

それでは、ただいま説明のありました承認第3号の案件について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願ひします。

13番（高橋秀昌君） 私のほうから幾つか質問します。

2,500万円以上の者が10人程度であるということでもありますので、これが減額の対象外ということで、全体としてどの程度の額で大体想定できるものがあれば示していただきたいことが第1点。

第2点は、たばこ税の引き上げが、年次的に引き上げられるわけですが、田上町にとっては500万円の税収になるということですが、逆を言えば利用者からすれば増税になる、負担増になるわけですが、この点で大体1箱当たりどの程度上がっていくのか、見ているのかということをお願ひしたいと思います。

3つ目には固定資産税の減額ですが、これは中小企業の町の規定に合ったものについては減額措置をとるよということなのですが、これについてはもちろん申請がなければ対象外になるのですけれども、大体この法律を定める以上、田上町でも商

工会レベルで準備されていると思うのですけれども、今想定されている点ではどの程度の減額が町で見込まれるか。件数はちょっと無理だとしても、大体のところ結構ですので、とりあえずこの3つをお願いします。

町民課長（田中國明君） 基礎控除額が低減、なくなるということでもありますので、単純に住民税は税率10%でございますから、33万円がなくなったとすればおおむね3万円程度は増額になるのではないかなというふうに考えているところであります。それ以上扶養の関係等もございますので、一概には言えませんが、3万円から5万円程度は増額になるのではなからうかというふうに考えているところでございます。

それから、2点目のたばこ税の関係でございますが、最終的には消費税の値上がりも含めまして1箱当たり520円ぐらいになるかなというふうなことで言われております。そうしますと、欧米並みの税負担になるのだらうというようなことで国のほうは今回の改正を検討したようでございます。

それから、3点目の質問でございますけれども、生産性革命の見込みという部分でございますが、正直わからないというところが正直なところであります。先に平成28年度から実施しております国がやっています経営改善何とかという償却資産を導入したものがあつたのですけれども、その実績で言いますと田上町で9社ございまして、課税標準で約8,000万円程度を2分の1にしておりますので、それに倣つたとすると大体10社程度で税額で150万円ぐらいの減収になるのかなというふうなことで考えておるところでございます。ただ、減収になつた部分につきましては75%交付税措置があるということでございますので、実質町の持ち出しとしては25%程度というようなことにならうかと思つたので、よろしくお願ひします。

13番（高橋秀昌君） たばこのことで1箱520円程度の想定、これ平成33年という……

（はい、そうですの声あり）

13番（高橋秀昌君） そうすると、今2,500万円以上の者についても3万円から5万円程度、それから固定資産税の減額についても150万円75%交付税措置をされるということで、町の影響額はわずかというふうな受けとめてよろしいですね。

町民課長（田中國明君） そのようなことで考えているところでございます。

13番（高橋秀昌君） これちょっと今国保のことで伺つただけけれども、次の第43号の関係で国保の関係出ましたっけ。出ない。今質疑しようと思つたけれども、議案第43号の一般会計が入るから、そのときにやろうかどうしようかなと思つて。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それは、ちょっと分けてやりませんか。

13番（高橋秀昌君） はい。

5番（中野和美君） 参考のためにお尋ねしたいのですが、土地の負担調整措置の延長に関してなのですけれども、この高騰もしくは下落、田上町では高騰は考えられないとのことだったのですが、修正できる特例措置というのは簡易な方法によりなっていますが、申請式でしょうか。どの程度の高騰、下落に対応するものなのかも教えてください。

町民課長（田中國明君） 基本的には不動産鑑定士協会に委託を出しまして、鑑定評価をしていただいて、それを評価替の年には全部の土地を鑑定評価してもらうのですが、下落なので、状況の維持という形で田上町対応しておりますので、その関係で同じような部分を幾つか分けまして、それで鑑定評価をしていただくというような形で、具体的に何%というのは、ちょっとでも下がれば全部対象にして見ているというような状況でありますので、お願いいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかに質問ある方ございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、承認第3号に対する質疑は終了いたします。次に、承認第4号について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。それでは、承認第4号に対する質疑は終了いたします。

次に、承認第5号について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 国保税条例なので、伺っておきたいのですが、田上町が今国保税の滞納、未納で3カ月、6カ月、1年の資格証明等出している事例があったら伺います。

町民課長（田中國明君） 資格証明書を出しているケースはゼロですが、短期証については10件程度お出ししているという状況でありますので、お願いいたします。

13番（高橋秀昌君） 資格証明についてはゼロだということで承知しました。

短期についてはそれぞれどの程度か、10件だということで、今説明できたら願います。できる。できなければ、今ここで余り議論するつもりはないので。

町民課長（田中國明君） その資料持ち合わせておりませんので、大変恐縮ですけれども、お願いしたいと思います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

それでは、ないようですので、承認第5号についての質疑は終了いたします。

それでは、承認第6号について説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 改めましておはようございます。

承認第6号であります、35ページをお開きいただきたいと思います。承認第6号、専決処分についてであります、これについて37ページでございますが、平成29年

度田上町一般会計補正予算（第13号）について、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132万8,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億7,000万4,000円とし、3月30日付けで専決を行うものでございます。

それでは、44ページ、歳出のほうをお開きいただきたいと思います。3款民生費、2項児童福祉費、1目の児童福祉総務費でございますが、9万9,000円の追加につきましては平成28年度において保育料1名分が4月から8月まで5カ月間の過誤納金がありまして、それを還付したものでございます。

次に、2目の児童運営費918万8,000円の追加でございますが、説明欄、幼稚園運営事業では11節の需用費で99万5,000円の追加を行いました。これについては竹の友幼稚園の給食材料に不足が生じたものでございます。その下、13節委託料の819万3,000円の追加につきましては、広域入所児童が当初予算に比べまして11人増加をしたことによって27名となったものでございまして、いずれも3月30日付けで専決しております。よろしくお願ひしたいと思います。

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、ただいま説明がありました承認第6号について質疑に入ります。ご質疑のある方、ご発言願います。

9番（川崎昭夫君） 民生費なのですけれども、これは5月10日の日、全員協議会の中で教育委員会のほうからご説明がありまして、私も質問した内容はくどくど2回目は言いませんけれども、これを考えますと単純なる、当初回答は役場職員自体の要員の不足があったと私もちょっと疑っていたのですけれども、そうではなくて本当の人的ミスということで回答があったわけなのですけれども、その内容をちょっと調査してみますと広域入所の関係で、その理由はあったと思うのですけれども、広域入所は高齢になると、年が多くなると単価が少なくなるということで、ずっと例年こんなぐらいの予算でやっていけばクリアできるのではないかというようなことの中身であるような感じがしますけれども、そういったことがずっと続いてきて、今回11人というとんでもない増が出たわけなのですけれども、これは進行を見てみますと仕事のマンネリ化が何か影響しているような感じ、私一人かもしれませんけれども、そんなような感じがしたのですけれども、せっかく町長今ここにおられるので、これは仕事のマンネリ化というのは非常にどこも全部あるのですけれども、これはやっぱりあってはならぬことなので、これは教育委員会だけの問題ではないと私は思っています。近年何件かチェックミスによる不祥事が発生している中で、皆さん議員の人たちはご承知のとおりと思うのですけれども、ここでやっぱり教育委員会だけではなくて、本当に役場全体の各主管課の仕事のやり方を見直してい

なければならぬ時期に私は来ていると感じております。町長、いかがなものでしょうか。町長、すみません、いいですか。せつかなので。

町長（佐野恒雄君） ちょっと私自身この問題について承知をしておりませんので、担当課長のほうから説明させます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 今回の件につきましては、5月10日の全員協議会でお話ししたとおりでございますけれども、内容についてはやはり職員の人的なミスから起きたというものであります。これについてはやはり組織としてのチェック体制をしっかりと位置付けた上で、このような事態が起こらないような形で事務を進めていかなければならない部分でありますので、これについては教育委員会だけではなく、職員全体としてそういった部分で実施をしていくということで、二重、三重のチェックが必要になってくるという部分で考えております。

以上です。

9番（川崎昭夫君） 私もお願いなので、要望を兼ねてあれなのですけれども、終わります。

14番（小池真一郎君） 今ほど川崎委員から広域入所の関係が出ました。私は、それがかねてから、昨年もそうなのですが、広域入所の数が倍以上に増えてきていると。そういう関係でいくと、今少子化の問題で田上の子どもは田上で育てるということからちょっと外れ始めて、その原因となっているのが、私は3月の定例会で保育士、皆さんのほうで何かいろんなことがあったというような話も聞いていますけれども、その辺やっぱり保育士の改善はなされたのかどうかちょっとお聞きしたいのですが。

教育委員会事務局長（福井 明君） 5月10日の日に何回かちょっとお話ができなかった部分について後ほど説明をしたかと思うのですが、今回かなり増えたという要因につきましては田上に転入してきた子どもが非常に多かったということで、田上に転入をして、今までいた市町村の保育園にずっと継続して通いたいというのが8人ほどいらっしゃいました。それから、第2子の出産のために里帰り出産で広域入所の希望があったというのが2人おりました。それから、兄弟姉妹の関係で途中入園の希望ということで1人ということで、計11名そういった要因があったということでありますが、先ほど保育士のほうの関係につきましては今なかなかやはり広域的な部分で保育士不足が叫ばれています。制度改正によって、事業所内の保育園だとか小規模保育がかなり増えている関係で、保育士がそちらのほうに行くケースが非常に多くなっています。当然正規採用という部分になりますが、そんな形で流れていっています。いわばそういった部分で歯どめをするために、町はそういった形で

何とかしようということで努力はしているところでありますけれども、なかなか制度改正によつての保育士の非常勤が少なくなつてきているというのは事実であります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 私もちよつとこの件について局長にお聞きしたいのですけれども、こういうのは事務的に見れば何でもないようなことに思えるのですけれども、今回は特に保育士が何人かやめたこともございまして、その対応に苦慮といひましようか、例えばやめる人は年休がありますから、年休消化とか、新しいところに、職場の面接があるとか、そんなことで保育士の割り当てをするのに四苦八苦したようなところがあつて、当然やるべき仕事がちよつと留守というか、ミスになつたというようなことも考えると、これやはり小池委員の言つたように保育士の絶対量の足りないところからそういうのがたまたま偶然に一緒になつて出たみたいなのことも私どもは考えられますので、そこら辺になると今度は執行側のほうの人数の不足が、結局そこが原因もあるのではないかというような段々話が大きくなるかもしれませんけれども、本当に今局長が話ししたとおりにそれだけで済むのであればいいけれども、またそういう中間的な大事な人、それから資格があつても、正社員にならなかつた人がたまたま出ていったわけですから、中堅どころがなくなつたということになるとそこらは該当しなかつたことですか。それとも、やっぱり多少はあつたというふうに考えているものですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず、職員の人的な部分のミスについてと、それから保育士の対応について全く別なものでありますので、先ほどもご説明をいたしましたとおりの事務的な部分については、これはチェックミスであります。

保育士の関係につきましては、近年の話で先ほどもお話ししたとおりの状況の変化によつて、やはり正職となるような採用枠に、非常勤の職員がそちらのほうに面接に行つていくという状況であります。その状況については、今ここに事務長いますので、話をしてもらいます。

竹の友幼稚園事務長（山口浩一君） このたびはご迷惑をおかけしました。大変申し訳ございませんでした。今委員長からかばつていただくようなご発言ありましたが、今回の専決については私の本当に職務怠慢によるものでございますので、改めておわび申し上げます。

それから、保育士の確保の関係でございしますが、3月時点においてはそういった表立った動きというのはほとんどございませんでした。突然のように3月でやめさせてくれというような話が半分、7名のうちの半分が今日言つてあしたみたいな部

分で、もう驚かされたという状況でございました。この状況については恐らくまたしばらくちよっと続くのかなという想定をしておりますけれども、なかなかここは歯どめをかけることはちよっと難しいのかなというふうに考えております。それで、そういった状況でありまして、本当に私の怠慢によるものでございますので、改めておわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 大変どうもありがとうございました。

13番（高橋秀昌君） 今退職とかの問題が出ましたので、関連して質疑をしたいのですが、私は以前、まだ議員に当選させてもらう前に幼稚園のことを知りたくて教育委員会に電話しました。そしたら、教育委員会の回答はこういう回答でした。私どもは全くそれ知らないと、全部現場に任せてあるから、現場に聞いてくれと、こういう回答がありました。それで、私やむなく現場、つまり幼稚園に訪ねて様々聞く、こういうことやったのです。不思議に思ったのは、所管する教育委員会の本庁が幼稚園のことについて何も知らないと、全部現場に任せてあるという回答そのものに疑問を持ったのです。今田上町の役場の職員の皆さんが現場の話をしたときに、所管する課長が俺それ知らないと、現場に任せてあるから、それ知らない、現場行って見てくれというような課あるでしょうか。これでまず第1に田上町どうなっているのだろうと思ったのです。現場の実態を全て教育委員会に集中、集約しているはずなのに、それがそうになっていないというまず疑問が生まれました。

2つ目に疑問が生まれたのは、今回の提案を見ていても思ったのですが、民生費というのは基本的には保健福祉課の所管が従来なのです。それが何で幼稚園になると教育委員会の所管になるのか。恐らくこれは、幼稚園というのは文部科学省か何かの予算で来ているのかなと。でも、現場は、今の名前は保育士と呼ばないで保育教諭と呼ぶのだそうですが、現場は保育教諭、つまり0歳児から5歳児までの子どもたちを保育するというところが中心なのです。それを12年教育とって、いや、そうでないのだと、教育なのだという人もいますけれども、現実問題に教育委員会の歴史的役割は小・中学校の教育の問題だと思うのです。ところが、ここへ来て、何年か前か知らないけれども、恐らく数年、五、六年前なのかだと思うのですけれども、教育委員会の所管になっていくというところにそもそも教育委員会は、今は高専等ありませんけれども、学校教育とかそういうところに携わってきたグループがこれから保育の分野も研究しなければならないということは実際にできるのかということです。そういう面で私は体制的に問題を感じるのですが、まずそこは議論は別な、ここでやっていると時間かかりますので、その問題提起だけ町長に伝えて

おきたいと思います。

その次に、1つ問題を感じるのは、ごめんなさい。問題提起というのは教育委員会が所管しているのかという問題提起です。これは、提起しておきたいと思うのですが、次に感じるのは先ほど山口さん、職務は事務局長だよ。教育委員会の、彼は事務局長だよ。

(事務長の声あり)

13番 (高橋秀昌君) 事務長なのか。

(私の声あり)

13番 (高橋秀昌君) あなた。

(私は事務局長の声あり)

13番 (高橋秀昌君) 事務局長。彼は。

(幼稚園の事務長の声あり)

13番 (高橋秀昌君) 幼稚園の事務長。つまり幼稚園の最高管理者になるの。

(最高管理者は園長の声あり)

13番 (高橋秀昌君) 園長は常勤勤務なの。

(非常勤の声あり)

13番 (高橋秀昌君) 非常勤なの。非常勤の人に最高管理者させているわけね。つまり非常勤の人は、最高管理者は非常勤ということは毎日に来ないということ。

(週に4日ですの声あり)

13番 (高橋秀昌君) 大体それおかしい。非常勤の人に最高管理者をさせておくこと自体がおかしい。日々の諸問題を誰が処理する。事務長がやる。

(ちょっとそれは質問でしょうかの声あり)

13番 (高橋秀昌君) いいや。俺は、今質疑として問題提起、今すぐ答えなさいと言っているのではない。事務長がやるのか。つまりそういった現場見ていると、よくわからないのだけれども、全部わかって言っているわけではないのだけれども、何が言いたかったというと先ほど山口さんが突然にして職員がやめたという話ししましたよね、突然にして、先ほど3月で。大体臨時であろうが、何であろうが、職員というのは大体1カ月前に通知するということになります。ですから、実際に2日や3日前に通知することはあり得ないのだ。つまり一般に言えば、我々のルールとして最低でも1カ月前に退職願を出すわけだ。そうすると、受け取った管理者はなぜ退職するのか、あるいは退職していいのか、あなたいなくていいのか、あるいは必要ならば何らかの形でとどめるといふことが必要だと思ふのです。でも、そういう

ことをやっているのでしょうか。いきなり七、八名の人がやめたという現象だけを言っているだけで、ではそのために何を努力した。この点の責任は事務長がやるのか、それとも事務局長がやるのか。それを聞きたい。

教育委員会事務局長（福井 明君） まず、最初の電話の件であります。この部分については職員で共有しているということもありますので、ただ現場でしかわからない部分というのは入園状況日々変わってきますので、それらについては竹の友に確認をした上で対応しているところでもあります。

職員の部分については、採用枠を確保するためには私ども含めて、竹の友も含めて、私どもと一緒に非常勤の職員を探しているというような状況でありますので、その辺については今保育士不足がある中で対応をできるだけ速やかにするために情報共有をしているというようなところでもあります。

先ほど所管しているところが教育委員会かということなのですが、当初の目的は平成22年に開園したときには厚労省の保育所という立場で開園をしました。保育所という立場で開園した理由としては、厚労省のほうのそういった部分の補助金があったりだとか、そういったものが適用されるかと思われましたので、保育所を統合をして1つの園にしたというのが成り行きです。その当初は保健福祉課が所管をしておったわけですが、平成23年から教育委員会が、当初平成22年では幼小中ということで12カ年教育を掲げていこうということになりまして、保健福祉課時代から進めてきた部分でありますので、平成23年だったと思うのですが、それを所管がえをして、そういった形で教育委員会が今の竹の友幼稚園も含めて所管をしてきたという歴史であります。そういった流れの中で進めてきた竹の友幼稚園ですので、職員の先ほどの採用のことについては非常勤の職員だったために、ほかでやっぱり採用面接がありまして、その関係で採用されるまでは多分本人は黙っていたのではないかと思います。当然採用されるかどうかはわからない状況の中でのものが3月20日ぐらいまでに採用が決まったという現実であります。それを聞いた山口事務長からあわせて大量にやめていく部分については対応しなければならないということで相談も受けていますので、これらについては今中央短大のほうに大学連携ということでお願いをしていますし、そこで人材だとか、そういった部分も含めて採用枠、もう少し非常勤で大丈夫な方だとか依頼したり、また求人広告を出すことも進めているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

13番（高橋秀昌君） これは、結構議論深めていく必要があると思いますので、もう少

しでやめます。問題提起だけしておきたいのですが、率直な感覚です、これは。いいですか。その職場で何年か臨時で働いている人が、その職場が魅力的であれば臨時で頑張ろうというよりも、魅力であればその辺にかかわらず、ここで頑張って、何とか正規の職員になりたいと思うのが普通なのです、人間の心理として。それがそうならないときは、1つの理由が職場がつまらない、おもしろくない。専門職であればおもしろくない。あるいは、待遇が余りにもひど過ぎる。大体このところでほかからお誘いがあればそっちへ行くのです。これがその職場というか、会社というか、そのところで働いている人たちの一般的な機運だと思ふのです。そういうところをやっぱり見る必要があるのではないかなと感じます。おっしゃっているように具体的な事例、具体的なことはわかりませんが、非常勤の職員でも既にほかのところに応募しておいて、働いていて採用が決まったから、事務長、やめますよとか、あるいは局長、やめますよという退職願を出したとすれば、やっぱりそのところは今保育教諭の募集をして、もうなかなか人がいないというだけではなくて、やっぱり魅力的な働く職場に変えていく。田上に来ればこういう待遇ありますよ、田上に来ればもっと研究もできますよと、そういったことをやっぱり現場を通じて提供していく必要があるのではないかなと思ふのです。その辺で教育委員会が細かいことは現場任せですというのは、やっぱり日々職場をよくしていく、働きやすい職場にしていく上でちょっと無理があるのではないかというふうに感じました。ぜひ私の今の提案を受けて、検討する機会があったらぜひお願いしたいと思ふのですが、課長、町長もひとつよろしくお願いします。

町長（佐野恒雄君） 今高橋委員のほうからいろいろとご提案いただきました。私自身この竹の友の問題については、日ごろ山口事務長が大変苦勞されておるということについては私自身も実は承知をいたしております。いろいろと先ほどからお話が出ました保育士の絶対的な不足、これはもうどこの施設でもそういう問題を実際に抱えておるわけですし、そういう意味で先ほど急に突然やめると言われて、1カ月前とかどうのこうのというお話もありましたけれども、これは当然事務長の立場になり、また園長なりの立場で引きとめてはいただく努力はしてもらっておるのだらうと思ひますけれども、なかなか非正規採用という形の中で、正規の職員でない、そういう待遇を求めてよそへ行くという現実はあるわけでありますので、その辺はこれから町長として、また待遇改善等も考えていかななくてはならない問題だと思っております。

それから、先ほど教育委員会のほうで全くそんなのは知らぬと、あくまでもそれ

は現場の問題だというふうなことは恐らくなかったのだろうと私は信じておるところですけれども、そういう責任者は誰だと。当然事務長は事務長なりの責任はあるわけですけれども、園長がそのまた上の責任者でもあり、またその上の責任者ということになれば私自身になるわけでございますので、そういう意味で教育委員会とは、これは教育委員会だけのことではなくて、どんな課においても自分のセクションだけで、ほかは関係ないというふうなことは決して口に出して言うてはならない問題だろうと思いますし、全てのことに對して対応していくというのが、これは当然のことだろうと思います。そういうことも含めまして、事務長自体が非常にそういう面で日ごろ危ぶんでおられる、苦勞されておられる、そういう面も含めまして町長としてまたどういう形の方法がいいのか、そういうことも含めて考えていきたいなと、こう思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

9番（川崎昭夫君） それに関連して、町長からいいお話、意気込みというのを聞きましたが、実は我々も今年の3月定例会においていろいろ竹の友幼稚園の欠員等、資格問題とか、いろいろ議論してきた中なのですけれども、なかなか実務されている方々、答弁とちょっとまた違いはあるのではないかなという、そういう疑問を抱いていたのですけれども、たまたまこれは今いろんなご意見出ましたけれども、こういう常任委員会でどうだこうだいても、いい回答は出ないと思う。だから、私ずっと考えていたのですけれども、ぜひ委員長にもお願いしたいのですけれども、年度末でこういう問題いつも出てきているので、社会文教常任委員会の所管事務調査で時間とっていただいて、じっくり現場の声を聞いて、では管理者の部分と食い違いはないのかと、そういうところを我々勉強するのが社会文教常任委員の仕事だと私は感じ、いずれ委員長にお願いして、所管事務調査をお願いしなければならない状態だなということを私は感じたので、その辺また委員長にお願いして、私の発言終わります。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 川崎委員、大変よいお話をしていただきまして、ありがとうございました。

とりあえず時間的なこともございますが、そのほかにこの案件についてご質問ありますか。

しばらくにして、ないようですので、この承認第6号については質疑は終了いたします。

これから休憩に入りたいと思いますので、35分に再開ということで、トイレ休憩

ということでお願いいたします。

午前10時19分 休憩

午前10時34分 再開

社会文教常任委員長（松原良彦君） それでは、再開いたします。

ちょっと時間早いですけれども、よろしくお願いいたします。

次に、承認第9号を議題といたします。

執行の説明を求めます。

教育委員会事務局長（福井 明君） それでは、承認第9号 専決処分の報告であります。64ページからとなっております。

平成30年度の田上町一般会計補正予算で（第3号）であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ435万5,000円を追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億8,460万9,000円といたしまして、5月7日付けで専決をしたものであります。

それでは、72ページ、歳出のほうをお開きいただきたいと思っております。10款教育費、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、先ほどもお話ししたように435万5,000円の追加をお願いするものであります。説明欄のところではありますが、15節工事請負費の追加補正でありますけれども、田上中学校で汗による体温調節ができない生徒の部活を支援するために3階音楽室に空調設備を設置することにいたしましたので、5月7日付けで専決をいたしましたものであります。

なお、既に工事は発注をしております。工事期間5月28日から7月の26日ということになります。今工事中であります。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました。

ただいま説明がありました案件について質疑に入ります。ご質問のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 中学校の音楽室にクーラーの設置ということですが、中学校では空調施設が入っているところというのはほかはどこがありますか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 中学校では特別教室、普通教室は入っておりませんので、特別教室である会議室、図書室、それからパソコンルーム、それからあと職員がいる教務室、校長室、それらがそうだと思います。また、今年の予算でこの子のために特別支援教室で既にクーラーを設置しているところがあります。ここは

2階のところで、クーラー設置をしています。

以上です。

13番（高橋秀昌君） 確認します。特別教室といわれる会議室、図書室、教務室、校長室、特別支援教室、この5教室という……

（パソコンの声あり）

13番（高橋秀昌君） パソコン教室もある。では、6つですね。

（視聴覚室は入っていませんの声あり）

13番（高橋秀昌君） 入っていない。では、今5個までだね。最近非常に空気が熱くなってきているのですけれども、教室、子どもたちのホームルーム、こういうところへのクーラーの設置というのは計画の中に入っていますか。

教育委員会事務局長（福井 明君） 実は昨年から各学校の教室にクーラーを設置するために国に要望しておりまして、たまたま昨年はちょっとだめだったのですが、また引き続いて要望をしているところであります。ただ、平成30年の春には答えが返ってきて、今年はだめだという話でした。ただ、また大型補正がある時期、秋口にそういった形でできればなど。採択されれば追加補正をいたしまして、クーラー設置に向けてできるだけ早い段階で行っていきたいという考えであります。

13番（高橋秀昌君） 今私中学の話しただけけれども、小・中学校も含めてそういう暫時やっついこうという計画を持っているということですね。

（はいの声あり）

13番（高橋秀昌君） 以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） その他にございませんでしょうか。

では、すみません。私もこの件についてちょっと説明の仕方が弱いというか、甘いというか、そんなことでちょっとお聞きしたいのですけれども、汗による体温調節ができない生徒の部活動を支援するため、3階の特別室に空調設備を設置、これはまことに私もいいことだと思し、大変町としてもそれは協力しなければだめだと思っているのですけれども、これだけの説明ではちょっと私もうまくないと思っているのですけれども、私の質問も個人情報保護条例違反にならない程度のやわらかいものにして、今置きかえて質問いたしますけれども、今先日燕市の学校の給食の食物アレルギーの対応についての際も報道に出て、なかなかぎやかな話が新聞に出ているのですけれども、その関係で学校としては父兄との話し合いの結果から職員全員での意識合わせ、生徒たちへの話などしっかりと親元と話し合いができているのか、そこら辺もうちょっと一段おろしてお聞かせ願いたいのですけれども、

どんなでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） この子は、田上小学校から田上中学校へ1年生として本年度入学してきた生徒であります。小学校の時代から既に特別支援教室には設置をしております、それなりの流れで今年度予算で特別支援教室にクーラー設置をした経過です。保護者の方についても一応話はしております、入学の際そういう形での体温調節ができない子どものために、何とかクーラー設置をしてほしいという要望がありましたので、それに合わせて行っているものであります。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） 当然のお返事だと私思っているのですけれども、この病気って、私は余り深く言わないのですけれども、これって温度が上がると熱中症にかかりやすいというような話も聞いているのですけれども、そういうことは話し合いになかったのですか。あと、それ以上のことはいろいろ将来にもかかわりますので、あれですけれども、熱中症にかかりやすいから、クーラー設備というか、そういうのをして、小学校のときからきたのだと思うのですが、それはエアコンつけるのが当たり前で来たから、では実際に本当に子どもが困るのはどういう状態になるのかというのは皆さんわからないままに来ているから、熱中症という言葉は使いたくないのですけれども、使って話を進むと一段と物わかりがいいように聞こえるのですけれども、そこら辺の話し合いはなかったのですか。

教育委員会事務局長（福井 明君） この子の病気の関係になるのですが、当然湿度が高くて汗が出ない、そういう病気でありますので、一応温度で26度を超えるとそういう熱中症に似たような症状が出るということになります。通常人の皮膚から汗が出て、それで風とかのあれで蒸発によって対応調節ができるのですけれども、熱が中にこもってしまうという、そういう病気でありますので、その辺については小学校にいたときから含めて見ていたところでもあります。それでよろしいでしょうか。

社会文教常任委員長（松原良彦君） いいです。私ももっと質問したいのですけれども、やめます。ありがとうございました。結構です。

そのほかにございませんでしょうか。

しばらくにして質問はありませんので、この承認第9号関係の質疑は終了いたします。

それでは、次に議案第43号を議題といたします。

執行の説明をお願いいたします。

町民課長（田中國明君） それでは、議案第43号 平成30年度田上町一般会計補正予算

(第4号)の説明をさせていただきたいと思いますが、議案書の84ページをごらんいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

84ページの下段からになります。2款総務費、2項徴税費、1項税務総務費でございまして、354万8,000円の減額をお願いするものでございます。内容といたしましては、4月の定期人事異動に伴いまして減額をお願いするということでございます。

続きまして、85ページ上段になりますが、同じく2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費でございまして、補正額528万1,000円の増額をお願いするものでございます。内容といたしましては、住民係1名増員によりまして増額をお願いするものでございますので、よろしくお願いたします。

保健福祉課長(鈴木和弘君) それでは、86ページお願いします。3款民生費、1項1目社会福祉総務費でございまして、104万9,000円の減額でございます。2節、3節、4節それぞれ4月1日の人事異動に伴う人件費等の補正等であります。

続きまして、3目の障害者福祉費18万6,000円でございます。13節の委託料でございますけれども、現在使用している自立支援の給付の支払いの関係で一部システムの改修が必要になるということで、それらの関係の委託経費を今回お願いするものでございます。

教育委員会事務局長(福井明君) 続いては87ページになります。3款2項1目の児童福祉総務費171万3,000円の追加をお願いするものでございまして、児童福祉総務費では2節から4節までですけれども、4月の人事異動に伴いまして追加補正をお願いをするものでございます。

その下、児童福祉総務費その他事業の260万円の減額につきましては、4節、それから7節賃金、8節の報償費につきまして竹の友幼稚園に正規の保健師を配置したことにおいて、非常勤看護師の賃金等の経費を減額補正するものでございます。

以上です。

保健福祉課長(鈴木和弘君) 続きまして、88ページお願いします。4款衛生費、1項1目、保健衛生総務費41万2,000円の減額でございます。説明欄をお願いします。保健衛生総務事業32万3,000円につきましては、2節、3節、4節それぞれ4月1日の人事異動に伴う補正でございます。

続きまして、総合保健福祉センター管理費15万1,000円でございます。修繕料ということで、当初予算で20万円見ているのですが、定期点検しているのですが、保健センターの浄化槽で至急直さなければいけないという部分がありまし

たので、その既決予算でとりあえず対応させていただきました。ただ、例年20万円予算を見ているけれども、修繕が20万円前後かかるということで、今回その分の追加の補正をお願いするものでございます。

その他事業24万円の減額でございます。19節の負担金補助及び交付金、これ水道事業会計に対しまして、児童手当を負担金ということでこちらのほうから支出しているのだけれども、人事異動に伴いまして減額をさせていただくものでございます。

教育委員会事務局長（福井 明君） 10款教育費であります。93ページお開きいただきたいと思えます。10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費につきましては、957万7,000円の追加をお願いをするものであります。説明欄、事務局費につきましては、2節から4節まで4月の人事異動に伴いまして追加補正を行うものでございます。

続いて、3目教育振興費につきましては50万円の追加補正をお願いをするものであります。この11節需用費50万円につきましては、県の事業であります夢や希望をかなえる小学校キャリア教育モデル事業という事業でございます。小学校において児童が夢や希望をかなえ、自分の将来を設計する力を育成するというための事業であります。そのキャリア教育の一環でそういった事業に取り組むことから追加補正をするものでありまして、なお補助金については1年次、最初の年は県が2分の1補助、それから2年次が4分の1補助となりまして、2年間事業を行うこととなります。よろしく申し上げます。

続いて、94ページをお開きいただきたいと思えます。10款4項社会教育費で1目社会教育費でありますけれども、19万3,000円の増額をお願いをするものであります。これにつきましては、4節の共済費、社会保険料につきましては当初予算で事務補助員の社会保険料の計上漏れによりまして、今回追加補正をお願いするものであります。

続いて、5項保健体育費、3目の体育施設費の22万7,000円の追加補正であります。これにつきましては羽生田野球場の施設内の法面のところに樹木が今回の冬場の大雪によって倒れたために、14本分の伐採処分を行うための補正予算であります。

以上、よろしくお願いをいたします。

社会文教常任委員長（松原良彦君） ただいま説明が終わりました案件について質疑に入ります。質疑のある方、ご発言願います。

13番（高橋秀昌君） 先ほどの説明の教育関係の説明で、幼稚園のところだと思うのですが、87ページの児童福祉総務費で260万円の減額になってはいますが、こうい

うふうに受け取った。竹の友の正規保健師を配置し、臨時看護師を減らすものというふうに受け取ったのですが、こちらの受け取り方で間違いないでしょうか。受けとめ方というのは、つまり看護師さんを退職させて保健師を配置したというような受け取り方でいいでしょうか。

教育委員会事務局長（福井 明君） そのとおりであります、実は非常勤の看護師が正規職員でよその園に採用が決まったということで、本人が退職を申し出たために、そういった形で今回正規職員の保健師を配置したということでもあります。

13番（高橋秀昌君） ちょっと配置基準が私わかっていないので、伺いたいのですが、臨時の看護師はほかの施設で正規に採用されたから、やめるということなのですが、幼稚園というのは看護師もしくは保健師が配置されていけばいいという基準なのでしょうか。それとも、ほかに看護師がおられて、あるいは保健師が追加されたということでしょうか。そこちょっと基準がわかっていないので、伝えてください。

教育委員会事務局長（福井 明君） 竹の友幼稚園につきましては0歳児を見ている関係で、ちょっと基準が曖昧なのですが、9人以上になると保健師、または看護師を配置しなければならないという配置基準があります。したがって、22年からはずっと非常勤の看護師で対応してきたところであります。それが今回平成30年度で非常勤の看護師がやめたものですから、ここで正規職員を配置したということでもあります。

13番（高橋秀昌君） 以前に聞いていたのは0歳児のときは看護師を配置しなければならないというふうに聞いていたのだけれども、制度改正か何かあって、保健師、または看護師になったのですね、現在は。

教育委員会事務局長（福井 明君） もともとどちらでもいいということでした。

13番（高橋秀昌君） ここでも露呈されたのですが、やっぱり臨時で対応していること、臨時職員としておくことがいかに田上町の竹の友幼稚園、ごめんなさい。今竹の友幼稚園と言わないのだね。竹の友……

（幼稚園の声あり）

13番（高橋秀昌君） 幼稚園でいいのだ。こども何とか、違った。幼稚園でいいの。竹の友幼稚園、こども園でなかったっけ。

（何事か声あり）

13番（高橋秀昌君） 認定こども園ね。竹の友幼稚園でいいのだ。竹の友幼稚園のいかに臨時で対応していることの人材が逃げていくかということであらわした一面だと思いますので、先ほど休憩時間に伺ったところが前にも議会が竹の友での臨時職員

の解消というか、そういうものを努力するよう要求していたという経緯があるそうですが、私もやっぱり人は城ですから、固定費が上がってだめだなんか言わないで、必要な固定費はきちっとそろえて魅力ある幼稚園にして、ぜひそこで働きたいという、田上町のあそこで働きたいのだという、そういう保育士さんや看護師さんとか養成していく必要があると思いますので、ぜひそういう点は考え方を改めていただきたいと思います。これは、福井さんは金を握っている側ではないのですけれども、町長、総務課ということになると思いますが、ぜひ町長、ご検討を願いたいと思います。

以上です。

社会文教常任委員長（松原良彦君） そのほかにございませんでしょうか。

しばらくにしてないようですので、議案第43号に対する質疑は終了します。

これより討論及び採決を行います。

承認第3号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第3号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり決しました。

次に、承認第4号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第4号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、承認第4号は原案のとおり決しました。

次に、承認第5号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第5号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

社会文教常任委員長（松原良彦君） 異議なしと認めます。よって、承認第5号は原案

のとおり決しました。

次に、承認第6号について討論に入ります。

ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第6号の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第6号は原案のとおり決しました。

次に、承認第9号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

これより承認第9号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、承認第9号は原案のとおり決しました。

次に、議案第43号について討論に入ります。ご意見のある方、ご発言願います。

13番(高橋秀昌君) るる質疑などで述べてきましたが、とりわけ竹の友幼稚園の中身の充実、中心的なのは人件費を固定費として増大するから、排除するという考え方ではなくて、子どもたちを育てる上で必要な人件費は確実に確保する。そして、もう一つは田上町は1つしか施設はありませんので、その施設運営の内容についても親御さんや住民から支持されるような風通しのいい園を作っていく。そして、そこを通じてそこで働きたい、そこに子どもを預けたいという、こういう竹の友を目指して、ぜひ執行当局は努力していただきたいということを述べて賛成討論とします。

社会文教常任委員長(松原良彦君) そのほかにございませんでしょうか。

しばらくにしてご意見もありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

社会文教常任委員長(松原良彦君) 異議なしと認めます。よって、議案第43号は原案のとおり決しました。

これで町長提案の案件の審査は全て終了いたしました。

執行の皆様、大変ご苦労さまでございました。あとは私が最終日に報告いたしま

す。

以上でございます。

本日はこれで閉会いたします。

午前11時04分 閉 会

田上町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

平成30年7月11日

社会文教常任委員長 松 原 良 彦